

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の選定結果について

(付議の要旨)

平成26年2月の政策会議において、適格性審査により指定管理者を選定することとした世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者について、適格性審査を実施し、指定管理者の候補者として選定したので、報告する。

1. 主旨

世田谷区立障害者福祉施設条例に基づき、区立障害者福祉施設の指定管理者の候補者について、適格性審査を実施し、平成27年4月からの指定管理者の候補者として選定したので、報告する。

2. 施設名称及び指定管理者の候補者名等

施設名等	実施事業	指定管理者の候補者
世田谷区立駒沢生活実習所 世田谷区弦巻二丁目1番5号	生活介護	社会福祉法人 武蔵野会 八王子市台町一丁目19番3号
世田谷区立九品仏生活実習所 世田谷区奥沢六丁目39番13号	生活介護	
世田谷区立九品仏生活実習所中町分場 世田谷区中町二丁目25番17号	生活介護	
世田谷区立千歳台福祉園 世田谷区千歳台三丁目31番9号	生活介護	社会福祉法人 せたがや櫨の木会 世田谷区代田一丁目29番5号
世田谷区立下馬福祉工房 世田谷区下馬二丁目20番14号	就労継続支援B型	
世田谷区立玉川福祉作業所 世田谷区玉川一丁目7番2号	就労移行支援 就労継続支援B型	社会福祉法人 大三島育徳会 世田谷区鎌田三丁目16番6号
世田谷区立玉川福祉作業所等々力分場 世田谷区等々力二丁目13番4号	就労継続支援B型	
世田谷区立桜上水福祉園 世田谷区桜上水二丁目13番16号	生活介護	社会福祉法人 東京都知的障害者育成会 新宿区西新宿八丁目3番39号 STSビル3階
世田谷区立奥沢福祉園 世田谷区奥沢六丁目29番2号	生活介護	
世田谷区立給田福祉園 世田谷区給田五丁目2番7号	生活介護	
世田谷区立障害者就労支援センター すきっぷ 世田谷区船橋五丁目33番1号	就労移行支援	
世田谷区立砧工房 世田谷区砧四丁目32番14号	就労移行支援 就労継続支援B型	
世田谷区立砧工房分場キタミクリーン ファーム 世田谷区喜多見七丁目3番1号	就労移行支援	

3. 指定期間

5年間(平成27年4月1日～平成32年3月31日)

4. 選定方法等

(1) 選定経緯

区立駒沢生活実習所ほか9施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供することを目的とした施設である。当該施設の指定管理者候補者については、世田谷区立障害者福祉施設条例で定める規定に基づき設置した世田谷区立障害者福祉施設指定管理者選定委員会において、公募によるか否かについて審議を行った結果、世田谷区障害者福祉施設条例第14条第1項に定める「特別な事情」により公募によらず適格性審査により候補者選定を行うこととした。

【特別な事情に基づく理由】

当該10施設では、障害者の自立を促進するため、利用者のニーズや障害特性を把握しながら、創意工夫したサービスの提供や管理運営の効率化に努めており、指定管理者制度の効果を生かし安定した事業運営を行っている。

障害者施設では、利用者支援にあたって職員と利用者・家族との関係性が重要であり、新たな指定管理者の選定にあたっては、変更による利用者の混乱を避けるため、これまでの実績を十分に考慮する必要がある。

(2) 選定方法

事業者から提出された事業計画書等の書類審査、財務審査、及びヒアリング審査を行い、総合評価により指定管理者候補者を選定した。

(3) 選定委員会開催状況

平成26年3月18日	第1回選定委員会（審査方法等の審議）
6月27日	第2回選定委員会（書類審査・財務審査等）
7月15日	第3回選定委員会（ヒアリング、総合評価）

(4) 選定委員会の構成

指定管理者の候補者の選定に係る審査を行うため、要綱に基づき設置した。

氏 名	役 職 ・ 所 属 等	
石渡 和美	東洋英和女学院大学人間科学部人間福祉学科教授	
佐藤 繭美	法政大学現代福祉学部准教授	
岩部 啓子	知的障害者相談員経験者	
三井 美和子	身体障害者相談員	
樋口 美津子	社会福祉法人嬉泉おおらか学園園長	
金澤 弘道	保健福祉部長	平成26年3月まで
小堀 由祈子	障害福祉担当部長	平成26年4月から
安永 もと子	世田谷総合支所保健福祉課長	

5. 選定結果

条例の審査基準に基づき、選定委員会で申請者から提出された事業計画書の審査、財務審査、ヒアリング等の結果を総合的に評価した結果、当該施設全てについて適格であるとの審査結果を受け、次期指定管理者の候補者として選定した。なお、選定結果は別紙のとおりである。

6．今後のスケジュール

平成 2 6 年 9 月 3 日

福祉保健常任委員会報告（選定結果）

第三回区議会定例会（指定管理者、指定期間等の提案）

平成 2 7 年 4 月 1 日

次期指定管理者による管理運営開始